

令和2年度 第2回 浜松市発達障害者支援地域協議会

議事録（抄録）

日時	令和3年2月3日(月) 19:00～21:00	場所	浜松市役所 北館101会議室
出席者 (26名)	委員 (9名)	大場義貴委員、平野浩一委員、土屋賢治委員、岩城貴美枝委員、藤田梓委員、松本知子委員、小出隆司委員、浅井陽子委員、鈴木厚志委員	
	事務局 (17名)	こども家庭部長：鈴木知子、こども家庭部次長兼子育て支援課長：鈴木和彦、 幼児教育・保育課長：山本卓司、幼児教育・保育課幼児教育指導担当課長：井川宜彦、 次世代育成課長：野田志保、児童相談所副所長：横井通文、 障害保健福祉課長：久保田尚宏、精神保健福祉センター所長：二宮貴至、 健康増進課長補佐：平野由利子 産業部産業総務課雇用・労政担当課長：清野訓子、 学校教育部教育総務課 学校・地域連携担当課長：齋藤美苗、 学校教育部指導課 教育総合支援担当課長：石川博則、 浜松市発達相談支援センター「ルピロ」：中野知恵美、 子育て支援課長補佐：小林章吾、子育て支援課グループ長：門奈保典 他2名	
配布物	次第、席次表、第2回浜松市発達障害者支援地域協議会資料（事前送付）、 資料1-1 委員からの質問・意見に対する回答書、 資料1-2 障害保健福祉課の説明補足資料（地域活動支援センター登録者の調査票）、 資料1-3 障害保健福祉課の説明補足資料（児童発達支援等適用に係る意見書様式）、 資料2 資料内容についての委員からの意見、 （番号なし）第18回『子どものこころの発達研究』講演会 with ルピロのご案内、 （番号なし）小出委員提供資料、 （番号なし）大場委員提供資料		

次第1. 開会

○司会より

委員13名中9名の出席があり、浜松市発達障害者支援地域協議会設置要綱第5条第2項に基づき、委員の半数以上の出席により、会議の成立を報告。

次第2. こども家庭部長挨拶

○事務局

今コロナ禍の中で発達障害に関わらず障害のある方への直接支援というのはとても難しくなっている。しかし、コロナ禍になったからこそオンラインでのやりとりなどIT化が進んだことを感じており、新たなやり方での支援や手法に視点を当てて見直していくチャンスではないかと考えている。

障害のある方のハンデ、バリアを解決することが、多くの人にとっても生きやすい社会

になっていくことがますます重要になってくるのではないか。発達障害の方が本当に生きやすい社会になるよう、支援の充実を願い、本日の協議をお願いしたい。

次第3．議事

○司会より

- ・ 進行について今回からの変更部分を説明。
- ・ 委員に事前にいただいた質問と意見について、事前に送付した回答書に載せきれなかった内容を、次第3（1）各課の取り組み状況で、担当課より説明する。
- ・ 本日の配布資料1－1回答書は、本日の説明内容も含めた完成版である。
- ・ 委員には、次第3（2）協議・質疑で資料に沿った内容の協議を、次第4その他で、資料内容に限定しない内容の発言をお願いしたい。

○事務局

- ・ 冊子資料のP.7はまずくファイルの活用について、ファイルをリング形式のファイルに変えて取り外しや綴込みをやすくしたことが今年度の改善点。

はまずくファイルについては10年が経過する節目となり、形態について今後のあり方を検討していきたい。

○委員

- ・ 10年経過するが、保護者への浸透具合と活用状況の実態が具体的に見えない。保護者にとっての使いやすさも含め、検討した方がよい。存在を知っている人が増えている。
- ・ はまずくファイルは継続してほしいが、形態も内容も、時代に合わせた見直しをワーキング形式で進めてほしい。

○委員

- ・ 今は冊子だが、持ち運びや利便性の面から、保護者の中ではアプリを希望する声が多く聞かれている。

⇒事務局

- ・ 今後、ワーキングチームを立ち上げ、はまずくファイルのあり方や内容について検討していきたい。

○事務局

- ・ 冊子資料 P.14、資料1－1 P.14 診療の場の確保について、友愛のさと診療所と子どもこのころの診療所、ともに待機時間が長くなっているため、専門家の皆さんの意見を聞く会議を持ちたいと考えている。
- ・ 特別児童扶養手当と児童発達支援の意見書について、特別児童扶養手当は国の定める

資料に基づくため、国に相談していく。また児童発達支援意見書については専門家の協力を得て新しい様式を検討してきた。資料1-3に現行版と、改訂版を示しており、改訂版について、医師会の会議でも概ね了承を得たため、4月を目途に改正していく方針。

○委員長

- ・特別児童手当の更新書類の提出期限が延長された特別措置や、自立支援の意見書の更新書類などのため、医師の負担が大きくなっている状況。改訂版の運用開始は4月と言わず、なるべく早くお願いしたい。

○委員

- ・改訂版の様式の対象者と、発達検査が未実施でも申請できるのかどうかについて確認したい。

○委員長

- ・受給者証のための意見書ということなら、検査はしていなくても通ると私は認識している。一般の開業医が積極的に記載してくれるよう、診断名や、記載する部分を削減した様式となった。

○委員

- ・特児と、受給者証のルートの違いを明確に教えてほしい。

○委員長

- ・受給者証は福祉サービス利用のための手続きであり、療育手帳を持っていない方が、福祉サービスを利用するための意見書の様式で、福祉のための書類。
- ・特児は手当として国庫からお金をもらえるというもので、この書類は、知的障害または精神障害という位置づけになっていて、その書類の中に半年以内、5歳以下だと3か月以内の発達検査結果をつけるということが知的障害を判定するために求められている。その形のを提出しないと、申請しても断られる可能性がある。精神だけで通してもらった書類に関しては、精神障害だけで手帳をもらうだけの状態であるということ認定することになるので、多くはない。

○委員

- ・医療機関の先生方をこれ以上逼迫させないように、制度や手当などについての市民へのアナウンスを、障害保健福祉のしおりなどを活用してしっかり行ってほしい。

○委員長

- ・診療の場の確保の問題においては、受診待機のトリアージや、待機中の支援について考える必要がある。

○委員

- ・対象年齢を外れた成人を診るために子どもを診察できない状況。子どもが受診している保護者や、18歳まで等、原則を作ってほしい。このままでは診療所の常勤医師が燃え尽きてしまう。ある程度の年齢で卒業させていくシステムを先に作る方が、待機

解消には良いのではないか。

○委員

- ・子どもを診るというのはその背後にある親の病理を扱うということであり、どうしても患者数が膨れていく状況。
- ・緊急性が高いケースは、特例的に受診を早める判断をすることがある。年齢の小さい子より思春期で急激に症状が悪化するケースが多く、そのタイミングでの診察が必要なことがあるため。その切迫感を現場の支援者が見逃さず、診療所のスタッフに働きかけることは必要になる。

○委員長

- ・ワーキングチームを立ち上げる方向性で事務局はいかがか。

⇒事務局

ワーキングメンバーについては、委員長と相談し、個別に連絡させていただく。

○事務局

- ・冊子資料 P.8、6 就学教育相談の充実について、本年度は区ごとの大規模なガイダンスを中止し、代わりに児童発達支援事業所等の施設にて、小規模のガイダンスを8ヶ所計16回実施した。今後、ガイダンスの内容の充実を図るとともにホームページ等で閲覧できるよう検討する。
- ・P.8、8小1プロブレムについて、入学後、不適応状態になっている1年生に対し、発達支援グループの指導主事や巡回相談員、専門家チームを入れて対応している。読みの困難さに対しては、南の星小学校での研修成果を受け、MIMの活用を検討していく。
- ・P.8、9インクルーシブ教育システムの構築ということで、合意形成が困難な場合は教育委員会事務局が学校とともに対応する。また、発達支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備を検討する。
- ・P.10、6 発達支援学級の指導の充実について、全ての教員を対象に発達支援教育の基礎基本を学ぶ機会を年間計画の方にあるいは数年単位で入れて、悉皆研修等を行うことを検討する。
- ・P.12、7、8 発達支援教室とLD等通級指導教室の部分について、教育的ニーズ等を含め、全市的な視野のもとに総合的に判断して増設を検討していきたい。

協議・質疑

(1) 義務教育修了後、就労に向けての支援について

○委員

- ・就労に関して、発達障害者の就労定着もしくは受け入れに課題を感じている。

就職先の企業側の方の対応と、送り出し機関との連携を改善できるとよい。個人的には無理に定着させるよりも、合う会社とのマッチングの機会をどれだけ多く与えられるかだという思いがあり、他障害とは違う視点が必要と考えている。この分野に関して行政の担当窓口を明確にしてほしいのと、ワーキングチームを立ち上げて検討するということなら協力したい。

○委員

- ・先ほどの意見は、私も非常に大きな問題と思っている。知的障害を伴わない発達障害児の中学卒業後の進学先として、フリースクールが多いが、そこでは就労に向けての訓練や教育を受ける機会がなく、準備期間がないまま社会にでてしまう。
- ・学齢期のその後、発達障害のある人たちが生きやすい社会とはどういう社会なのか、どういった支援が必要なのか、社会の障壁を見直す、ということを提言したい。そういうワーキングを作ってほしい。

○委員長

- ・発達障害は生活障害というふうにとらえるべきであり、ライフサイクルのあらゆるところで、サポートが必要となる。それを検討するのがこういった場であり、それを政策として反映してもらおうよう協議していきたい。

○委員

- ・発達障害者が職業の経験中につまずいた時、雇い主の企業が次のチャンスを与えることが、現状では困難である。働きの現場と送り出し機関、また企業間と福祉の連携などについてある程度の方針を考えていくことが必要だと思う。事務局の中でどの部署が中心となるのか、回答してほしい。

⇒事務局

課題が多岐にわたるため、ワーキンググループの設置以前に課題の中核の確認と、この課が関係するのかを整理して回答するよう、預からせていただきたい。

(2) 発達支援学級について

○委員長

- ・資料1-1回答書P.12の発達支援教室について、知的学級と自閉・情緒学級の両方を、いずれ全校に設置する予定があるか。また、片方しかない場合は、少人数教育をもう片方も支えるべきという認識が教育側にはあるか。

⇒事務局

- ・知的と自閉症情緒それぞれの障害種によって分けているので、市の就学支援委員会の判断をもってしている。実際には片方の学級しかない場合には、両方のニーズを持つ児であれば、それを検討し、それに沿った形でというような対応はしている。

○委員長

- ・経験した事例では教頭以上に対応を断られ、専門委員調査に挙げたということだが、

教育センターに相談すれば、早めに介入していただけるということか。

⇒事務局

相談してください。

○委員

- ・支援級に関して、複数クラスがある場合に分け方の基準があるのか。また、授業で取り組む内容について、教員のスキルにより内容が違うようだが、統一した指針があるのか。例えば授業に教科書を使うかどうかということを知りたい。

⇒事務局

- ・支援級は基本的には学年ごとであるが、教科によっては、最もニーズに応じた学習指導を受けられるよう、ある程度、理解の度合いによって組み合わせを作って指導している状況。
- ・授業内容については、通常の学級に準ずる内容を行うのが基本ではあるが、進行のペースがゆっくりのため、教科書で学ぶべき内容を個に応じた形で身につけられるよう、教科書や担任作成のプリント、その他さまざまな教材を活用しながら工夫して指導している。

○委員

- ・発達支援学級が各地域に作られていることはよいが、地域格差を感じる現状。以前は拠点だったので校区も越境できたが、今は校区にある支援級に入るのが前提だと思うので教員のスキルを統一してほしい。
- ・また、障害がある児のきょうだい児で別の学校に行きたいという気持ちを持つ児もいるため、そこにも沿って指導してほしい。

(3) 早期発見早期支援の成果について

○委員

- ・発達障害児の支援のポイントとして、早期発見して対処していくことがとても重要という話を一番最初に聞いたのだが、10年の節目で振り返ってみた時、今の状況をどう評価しているのか。

○委員

- ・この件に関して、10年前から切れ目ない支援のため、子育て支援課とデータを集めてやってきたが、結論から言うとデータがまだ集まっていないと感じる。早期発見早期介入でどのような成果がでてきているのか、評価できているところとまだのところとを整理しておく必要があると思う。

○委員

- ・早期に児の発達支援の必要性を聞いた保護者は、適切な支援につながりやすいと感じる。知識はあっても保護者自身の育ちの問題や家族の問題があると実践は難しいが、子育て

支援の段階から、いろいろな場面で介入もされているし、支援は受けやすくなっているようにそれは浜松市の取り組みの成果ではないか。

○委員長

- ・初期療育として児童発達支援のサービスを利用したり、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をとる方は確実に増えているが、その利用が成果に結びついているか、またそのコストと効率についての検証も十分できていない、という印象。
- ・経済困窮家庭で教育のサポートが薄く不適切な養育が増え、発達障害様の症状を起こすために、児童精神科を受診し、家族も一緒に診ざるを得ないというケースが増えてきている状況。各家庭の状況が見えるようになったために、より複雑になっていると感じる。

(4) 思春期の性教育について<媒体としてのIT教育の必要性を含む>

○委員

- ・前回質問した内容の中で、性教育について保護者に向け何か支援の検討をしているか。

⇒事務局

- ・現代の媒体をうまく活用する周知方法として、児童・生徒も、保護者も視聴できるYouTubeはどうかと検討している。

○委員

- ・発達障害児は、動画なども独特な見方をするために、理解しにくい部分があるのではないかと思う。専門の先生の協力を得て検討しながら発信してほしい。

○委員

- ・性教育に関して、病院での取り組みを紹介したい。病院では心理のスタッフが主となり個別指導を行っている。SNSなどで知り合った人に会いに行き被害に遭うケースが多い。
- ・発達障害者は危機管理意識が非常に乏しいため、罠に陥りやすいという特性があるため、危険な人の見抜き方や、何かあった時の相談先、緊急避妊ピルの紹介など、実際の場面で役立つ内容を知識として伝える必要がある。
- ・YouTubeを活用しての性教育は良い方法だと思うが、視聴後個別のアンケートを実施し、感想や質問、困った経験の有無などを聞き丁寧に対応できるとよい。

○委員長

- ・受け身で見ただけではいけないということ。話は多少ずれるが、発達障害児・者は、興味のあることにのめりこみやすい傾向から、ゲーム依存やネット依存に陥りやすく、保護者もルールをうまく作れていないことが圧倒的に多い。それが引きこもりや暴れ

る原因になってしまっている。学校教育では遅く、幼児教育の現場から、スマホや SNS との安全な関わり方、使い方を親子に教育する講座をぜひ考えてほしい。

○委員

- ・現在学校で行っている性教育は、どのような内容か。

⇒事務局

- ・学校では主に保健体育・学級活動等で性に関する指導を行っている。発達段階に応じてなので小学校で言えば性器の部分まで、中学校であれば性病とか、あるいは互いに尊重し合うという内容を含めて指導している。
- ・宿泊を伴う校外学習時には、事前に女子に対し必ず指導を行う。
- ・発達支援学級の児童生徒には、最近ではプライベートパーツ、いわゆる水着で隠れる部分は人に見せない、パーソナルスペースということで、片手で届く範囲内に入り込まない入れさせない等、目で見えてわかるような支援、簡単なやり方で子どもたちに理解させていくよう努めている。

(5) 警察組織との課題の共有について

○委員

- ・発達障害児者はトラブルに巻き込まれがちなので、就労に関して新たなワーキングチームを立ち上げるなら、もしもの時のために、警察の方も同席してくれると心強い。

⇒事務局

- ・前回の件について問い合わせたところ、警察組織としては認識は持っているということだった。浅井委員の意見は、協議会の委員として警察の方に同席していただくことはどうかという内容の理解でよいか。

○委員

- ・そういうわけではなく、社会に出ると教育の場面と違って守られなくなるので、トラブルに巻き込まれやすくなるという課題として入れていただきたい。

⇒事務局

- ・そのようなトラブルの可能性について課題としてとらえてほしいという保護者の不安を、警察に連絡する場合には合わせて申し添えていく。

○委員

- ・昨日、一昨日と和地地区で不審者の出現情報があり、ヘルプマークを付けている育成会の児が作業所から帰宅する際に、2日連続して職務質問を受けたという案件が発生した。保護者がヘルプマークを付けている旨伝えても警察官は知らなかったとのこと。県の福祉担当に問い合わせると、差別解消法については県警も来て共有したが、ヘルプマークについては県警に連絡していない、との回答だった。

- ・ヘルプマークは、知的障害・発達障害だけに限らず、妊婦なども含め支援が必要な人たちが持ち物につけて、有事の際に支援が必要であることを示す赤いタグで、市役所でも配布している。行政の縦割りではだめで、やっている事業についてきちんと関係機関と共有することが必要。浅野委員の発言に関連して、発達障害者はコミュニケーションの苦手さから不審者にまでされてしまうという事例があったため紹介した。

(6) 地域活動支援センターの利用者の状況について

○委員

- ・資料1-1の13ページと、追加で資料1-2の資料の地域活動支援センターについて、1型の利用者の中に療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得者の中には発達障害の人が一定割合はいることが考えられるが、その実態がわかってないということか。
- ・地域活動支援センターのスタッフが、発達障害を伴う利用者が利用することにより困っていることがないか把握しているか。

⇒事務局

- ・利用にあたり手帳を持っている方について申請していただいており、診断名までを把握しているわけではない。発達障害の診断を受けている人もいるかもしれないが、そこまでの把握は現在できていない。
- ・スタッフの困り感については、情報は入っていない。

○委員

- ・現場の職員も、特性を持つ利用者の対応に慣れてない状況で利用を受け入れている可能性もあるため、状況把握やフォローアップ研修を必要に応じて実施してほしい。

○委員

- ・静岡県の療育手帳にB3という区分があり、これは知的障害ではなく、発達障害である。精神障害者保健福祉手帳のカテゴリー、F8と9は発達障害であり、療育手帳B3の該当者と重複する。
- ・療育手帳B3所持者が、浜松市では、平成30年度335人、精神障害者保健福祉手帳のF8と9所持者は457人いる。育成会では、境界問題ととらえているが、知的障害か、発達障害か、つながる制度によってだいぶその後の生きるコースが変わってくる。
- ・療育手帳のB3を所持して、特別支援学級の中学校を卒業しても、知的障害ではない、という証明になるので、特別支援学校の高等部には進学できないという、制度上の障害がある。その生徒らが大人になっても生きやすくなるためには、制度の問題についてもこの協議会で検討していけるだろうか。
- ・B3は静岡県独自の区分であり、他県に出ると手帳を所持できなくなるおそれもある。

次第4. その他

○委員 (別紙資料あり)

- ・厚生労働省労働政策審議会の障害者雇用分科会において、就労に関して令和元年度の施

策の達成状況をふまえた評価の報告があった。その中で、「職業準備性が整っていない知的障害者が増加した」と示された。全国の障害者就業・生活支援センターで、センターにおける就職支援実績にも同様の傾向が指摘された。

- また、雇用主である経営者から、特別支援教育が始まって10年経つが、平成20年から平成30年の間の10年間で、義務教育を受けている児童生徒数は減ったが、特別支援教育を受けている児童生徒は2.2%から4.6%まで、約23万人から45万人まで約2倍近く増えている。この数字には発達障害児は含まれておらず、卒業してもその上の進路はフリースクールが多い。フリースクールでは職業訓練はやっていないため、の方からも上記と同様の指摘があった。
- このことについて、今後どうあるべきか、障害福祉と、雇用関係、文部科学省が入って、連携についてワーキングをつくって議論を始めているが、職業準備性が整っていない人たちがいることについて、データがなく、エビデンスに基づく議論ができない状況。
- 委員の言われたように、この協議会を10年やっているが、説得力のあるデータを集めないと、次のステージに上がれない。どう作り上げていくのか、せつかく先生方がいるのだから、そういうことも含めてワーキングで考えていかないと、説得力のある成果が得られない。
- 職業準備性というのはどういうことか。この絵をもって解説すると、職業準備性は働く人のためだけのものではなく、大人になるためにこれだけのものが必要になるというもの。

ピラミッドの下の方に日常生活管理と、健康管理があるが、これは家庭でやること。その上の対人技能や基本的労働習慣などの訓練的なことは、学校や訓練施設でやること、とちゃんと持ち分を示している。そして一番上の職業適性については、社会に出てから訓練すればよい、ということどこで何をやるべきかということが示されている。これを頭に入れながら、教育者も支援者も家庭の保護者も、障害のあるなしに関わらずきちんとやっていくということ、どうやっていくのか、いろいろな専門家がいるので議論していく必要があると提案したい。

○委員（別冊資料あり）

- 発達障害の方の二次障害は外在化・内在化というふうにも言われており、乳幼児期から思春期までのネガティブな関わりが二次障害を発生させると言われている。
浜松市の発達障害に関する体制整備が、10年前からスタートしてかなりの部署が横断的にやっているという点では、早い時期に着手してきたが、そこからさらに時が経ち、別冊資料の1ページからの精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを作るように国から求められてきている。例えば3ページ4ページについて、発達障害と診断された人の支援はこの「にも包括」というふうに言われる中にも含まれている。
- 10ページ、ひきこもりの方達に対して8050問題というのが地域包括の方から問題

提起されているが、精神保健福祉センターに来所した人たちの3割程度に発達障害があるという先行研究がある。11ページから12ページ13ページのこの体制を整備していく中にも、2割から3割発達障害の人が存在しているだろうと考えられる。

さらに14ページのところに、これからの共生社会のあり方として我が事と丸ごとの地域共生社会を作っていくことが示されており、この中で見てみると複合的な課題を持つ家族に対してそれぞれの専門職種からスタートするものの一体的な支援をしていく。極端な場合3世代へ包括的に支援をしていく、その体制の整備が求められている。

- 20ページ、生活再建という観点で、自殺対策の取り組みで滋賀県の野洲というところで、市の窓口をかなり一本化している。23ページ、子育ての中で困ったという発言があった場合、そこから全市の仕組みが発動するとして支援の仕組みを組み立てていくという取り組みがある。また税金や水道料金を滞納している家庭に対し、一見福祉や医療の問題ではないが、生活問題を抱えている想定で総合的な支援を行うことで、最終的に納税者が増えているという実践も野洲市で取り組んでいる。
- そのように考えるとすでに部署ごとに、こういった体制作りの指示は、国からどんどん降りてきて、その中に発達障害の困難さを抱える人たちも一定割合いることはわかっている。これがここからの体制整備だとどうしても縦割りの話になってしまって、実際には届きにくくなることが考えられる。
- 26ページ、川崎市の取り組みで、医療と介護の包括的な支援をしていく地域包括ケアシステムで、川崎市では、この包括ケアシステムを上部の上位概念としてとらえて、28ページにあるように他の部署の取り組みは、この包括ケアシステムに基づいて行っていくということを数年前から掲げて取り組んでいる。つまり子供から高齢者、障害の有無に関わらず、誰でも生活しやすい一生住み続けたい、そういう川崎を目指すために包括ケアシステムを活用していく。そういう取り組みを始めている。
- そのようなことを見てみると、もう一度、資料2に戻り、さらに言うと、子ども若者ビジョンとの整理も必要であり、子育て世代包括支援センターなどとの整合性を図ることも必要になってくる。

今後、発達障害者支援のあり方を考えた場合、この体制を続けていく部分と、マンパワーはすでに限られているので、あるべき姿をお互い出し合いながら統合させていかなければ、この協議会の負担が増えていくだけで、結果的に重複する対象者について行政内で対応していることになってしまう。

その整理をする部分と分野ごとで検討する部分とを検討する時期に来ているのではないかと、ということを提案したい。

○委員

- 市の事務局がそれぞれ持っているデータの数字が、全体像として見えてこないことが問題。経年のデータがこの場で整理され、妊婦さんの頃から始まって支援につながらない、

はずれていってしまう人達を救う、全体の流れが見えるといいと思っている。

- ・浜松市は10年かかっただけでずいぶん変わってきたという印象もあるが、今、幼児期から見ていると、学校とどうつながればいいのか、ということについて、関所が大きいと感じる。学校教育とその後まで見据えて、どうつながればいいのか。10年前は保護者も目先の子育てのことで精いっぱいだったのが、最近では、大人になった児がどう生きていけるのか、親がいなくなった後生きていけるのかというようなことを表面化して考えるようになってきた。そういうことの支援についてもこの地域協議会にステージアップしてもらいたい。

○委員

- ・協議会の委員の中に、行政学や経営学の専門家がいるといいのではないかと。発達障害は非常に広い問題で、ダイバーシティそのものであり、かつ、必ず救わなきゃいけないというコアの人たちでもある。この両方をやっていくには、効率をどういうふうに追求していくかということと、バランスが取れなければいけないと思う。
- ・今の委員はそれぞれの分野で専門家ではあるが、効率をうまく考えられるかという限界があるのではないかと。

○委員

- ・外来で見ると、中学から不登校で今もひきこもりで支援センターにお世話になり、就労支援に繋がるか繋がらない児達を見ると、その子達を救うために労力を使うのか、支援級に通学できている児達の就労をもっと安定化させるのかとかターゲットを絞って考える必要があるのではないかと。限られたマンパワーと税金を考えると、取り組みやすいところから取り組んで広げていくという考え方もありではないかと思う。

次第5. 閉会

○事務局

- ・令和3年度の本協議会の開催日程は、今年度と同様の7月から8月頃と1月から2月頃の年2回実施予定。
- ・今年度より委員の任期が2年間となったため、来年度も引き続き本会への参加をお願いします。また、いくつかのテーマでワーキングチームの立ち上げについて了解が得られたため、担当課より、後日、関係する委員と事務局に個別に連絡するのでお願いします。
- ・会の進行について、試行的な流れで本日開催したが、来年度以降の本協議会の運営方法について、意見等あればメール等でお知らせください。